

声明～大王パッケージ・ハラスメント裁判の一部和解を受けて～

1 大王製紙株式会社の子会社である大王パッケージ株式会社の愛知工場に勤務する化学一般労働組合連合の女性組合員が、男性上司2名からのハラスメントや、会社の使用者責任及び就労環境配慮義務違反などについて、上司ら及び会社に対して損害賠償を求めた裁判で、2025年2月14日に名古屋地方裁判所豊橋支部（高橋優太裁判官）において、1名の上司との一部和解が成立した。

和解内容は、1名の男性上司が、原告女性に対して、ハラスメント行為を行ったことを認め、これを真摯に謝罪するとともに、原告女性に対し、解決金を支払うというものである。職場におけるハラスメントは容認することができず、原告女性の心の傷は癒えるものではないが、早期和解解決は原告女性の精神的負担を軽減するものである。

もっとも、原告女性は、もう1名の男性上司及び会社との和解協議を進めてきたが、和解成立には至らなかった。

2 会社は、ハラスメントを未然に防ぐための研修などを十分に実施せず、原告女性からの被害の申出に対しても迅速かつ適切な調査もしていない。会社は、男性上司らの配置転換など、被害を受けた原告女性への配慮のための適正な措置も講じておらず、原告女性は今もなお男性上司と同じ職場での就労を余儀なくされている。会社の責任は重大であるが、裁判所の説明によれば、会社は、本件に関して全面的な口外禁止がない限り、和解には応じないと述べたとのことである。会社としての真摯な反省がなく、遺憾というほかない。

大王グループでは行動規範として、安全・安心な職場環境づくりのために、「ハラスメント行為など精神的・肉体的であるかを問わず、職場の仲間の人格を傷つけ、また差別するような言動を行いません。適切に対処します。」と誓うとともに、大王製紙の代表取締役社長名で「私を含む役員は、率先して本行動規範に定める事項を実践します。皆さんも、ご自身の業務において本行動規範に則った行動をとっているかを常々確認するようにしてください。」とのメッセージを発信している。

ハラスメント被害を受けた原告女性への早期救済とともに、職場におけるハラスメント撲滅のために、会社ひいては大王グループが行動規範を実践して適切な措置を講じることが急務である。

3 男性上司は、原告女性の体を触ったことは認めているが、セクシュアルハラスメント等には該当せず、損害賠償責任を負うものではないと主張している。しかも、男性上司は原告女性の体に触れたのは、原告女性をなだめ、空気を和ませるためなどと弁解しており、反省の欠如が甚だしく、原告女性の精神的苦痛を倍加させるものであり、断じて許すことができない。

4 原告、組合、弁護団は、和解成立に至らなかった上司や会社に対して引き続き責任を追及するとともに、ハラスメントのない職場実現に向けて奮闘することをここに表明する。

2025年2月28日

大王パッケージ・ハラスメント裁判原告、同弁護団
化学一般労働組合連合東海大王製紙パッケージ支部